

(一社) 栃木県薬剤師会定款抜粋

第6章 役員等

(役員を設置)

第25条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 25人以上30人以内
 - (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、5人を副会長、1人を専務理事、8人を常務理事、10人から15人を理事（会員外理事5人以内を含む）とする。
 - 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第26条 理事及び監事を選任は、総会の決議によって行う。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の会長は、総会の決議によって推薦のあった会長候補者の中から選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事の権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。

(役員報酬)

第31条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬および費用を支給することができる。

2 前項の報酬等の総額及び支給の基準等は、総会において定める。

(顧問及び相談役)

第32条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問及び相談役は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

5 前項の規定にかかわらず、顧問及び相談役のうち、法律的、経理的技術を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。ただし、その報酬額は理事会の決議を経なければならない。

(責任の免除)

第33条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、全ての代議員の同意がなければ免除できない。

2 前項の規定にかかわらず、当該の理事及び監事が善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認められるときは、本会は法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(一社) 栃木県薬剤師会定款施行細則抜粋

(役員選任方法)

第9条 定款第26条に規定する役員選任方法は、選挙（投票又は選考委員会）によるものとし、本規定に定めるもののほかは、理事会の議決を経て別に定める。

2 本会の役員は、会員以外より若干名を選任することができる。

3 会員以外より選任する役員は、第1項の規定により選任された会長が推薦する者を、総会に提案し、承認を得て選任する。

4 本会の役員は、地域（職域）薬剤師会長を兼ねることはできない。